

第 54 回 2024 年度北ノ沢第三町内会

## 定期総会 議案書

開催日 令和 6 年 4 月 28 日（日）14：00～

会 場 藻岩北会館

## 次 第

一. 開会の挨拶

一. 総会資格

一. 会長挨拶

一. 議長の選出

一. 議案審議

第1号議案	2023年度 事業報告
第2号議案	2023年度 会計収支報告
第3号議案	会計監査報告
第4号議案	会則の改正（案）
第5号議案	2024年度 事業計画（案）
第6号議案	2024年 予算（案）
第7号議案	役員選任の件

一. 議長退任

一. 報告事項

1. 役員活動費等給付取扱い要領について

2. 賛助会員に関する事務取扱い要領について

一. その他

一. 閉会の挨拶

## 第1号議案

### 2023年度 事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

#### ◎総務部

(担当部・事業名称)	(事業内容)	(備考)
・第53回定期総会	令和5年4月23日(H) 14:00~	藻岩北会館大ホール
・三役会議	17回/年	北ノ沢第三町内会館・Zoom形式
・執行役員会	12回/年	北ノ沢第三町内会館
・拡大役員会	12回/年	北ノ沢第三町内会館、4月対面方式 5・6月2部制、7月以降対面方式
・ブロック長会議	3月16日	
・町内会員対象スマホ講習会	7月23・30日・11月23日	北ノ沢第三町内会館
・役員対象クラウド講習会	11月25日	北ノ沢第三町内会
・北ノ沢山手線草刈り	6月25日、9月24日	北ノ沢山手線歩道
・町内会盆踊りの支援	8月5、6日	レインボー公園
・会員の世帯数・名簿管理	12回/年	

#### ◎会計部

・会費納入受付・入金	随時	毎月拡大執行役員会会場
・会計事務全般	随時	伝票整理、出納、記帳
・中間監査	3回(7, 10, 1月)	会計担当副会長
・決算報告、次年度予算作成	1月~3月	執行役員会報告
・会計監査	4月	

#### ◎福祉部

・新一年生お祝い事業	2月調査、3月報告	
・新生児誕生お祝い金事業	4回/年 調査実施	
・独居高齢者(70歳以上)世帯数調査	6月実施	
・高齢者お祝い金事業	6月調査 7月28日報告	
・餅つき大会	12月23日	北ノ沢第三町内会館

#### ◎女性部

・がん検診	4月調査 5月30日実施	がん検診センター
・南区住民健康診査	10月2日	北ノ沢第三町内会
・胃・大腸・肺がん検診	10月21日	がんセンター
・お正月お花講習会	12月27日	北ノ沢第三町内会

## ◎体育部

- ・ハツラツ健康体操 11回/年 第3水曜日
  - ・町内会主催パークゴルフ 6月24日
  - ・パークゴルフ大会 9月16日
- 藻岩地区町内会連合会主催

## ◎青少年育成部

- ・ラジオ体操 7月26日～30日 北ノ沢公園、レインボー公園
- ・敬老のお祝いカード作成 7月26日 北ノ沢第三町内会館
- ・北ノ沢第三町内会盆踊り  
手伝い 8月5, 6日 レインボー公園
- ・星空観望会 9月3日 円乗寺
- ・ハロウィンクッキング 10月1日 南区民センター料理室
- ・藻岩地区レクレーション  
「リトルマーメイド観劇」 10月9, 15日 東1丁目劇場施設（旧四季劇場）
- ・クリスマス会 12月17日 北ノ沢第三町内会館
- ・卒業進級を祝う会 3月3日 北ノ沢第三町内会館

## ◎衛生部

- ・資源ゴミ回収 4月～11月 町内全域
- ・町内清掃活動（年2回）  
春）4月22日～23日 町内全域  
秋）9月23日～24日 町内全域
- ・ごみステーションの設置に  
関すること 随時

## ◎環境整備部

- ・街路灯不点灯への対応 随時 町内全域
- ・街路灯のPCB対策調査 10・11月 町内全域
- ・市道に関すること 随時 町内全域
- ・北ノ沢山手線草刈り 6月、9月実施 北ノ沢山手線

## ◎防犯防火部

- ・児童通学の見守り活動 4月6・7・10日、8月21・22・23日、1月22・23・24日 学期始めの年3回、各3日間  
PTA, スクールガードと共同活動
- ・交通安全街頭啓発運動 春：5月15日、夏：7月19日 年4回、各4名参加  
秋：9月24日、冬：11月15日 町内会連合会事業への参加
- ・防犯防火の旗の交換 4月1日、9月29日 年2回、次年度は要ポール交換
- ・防災資機材点検確認 6月17日（10名参加）
- ・真駒内競技場花火大会巡廻 7月8日（土）、4名参加 1班、2班エリア内
- ・盆踊り会場警備。交通整理 8月5日（上）、6日（日） 2名参加
- ・防災講習会 9月12日（火）、20名参加 HUG（避難所運営ゲーム）

◎会館管理部

・会館の運用管理（通年：総務部との協調執行）		
・町内会館の使用実績	全 355 件（前年比 106%）	（内訳）
・町内会の会議及び行事	役員会、町内会各部事業	58 件
・公益を目的の会合等	青少年育成部関連	22 件
	子育てサロン、すこやかクラブ、はつらつ健康、	63 件
・その他公的行事	介護予防体操、野球スポーツ少年団	
	健康診断、がん検診、各種講習会、会員利用	6 件
・町内会の親睦・クラブ活動	和朗会（例会、カラオケ同好会、麻雀同好会）	95 件
・その他会員及び一般利用	絵画審査会、カラオケ、桂体操教室など	28 件
・子どもの運動教室・同好会	空手教室、北ノ沢タンポポカラオケ教室	83 件
		計 355 件

第2号議案

2023年度会計収支報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

【一般会計】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備 考
前年度繰入額	1,196,651	1,196,651	0	
町内会費	5,136,000	5,026,000	▲ 110,000	予算は会員1,070世帯、賛助会員3件で計上
寄付金預り金	60,000	65,100	5,100	神宮祭典・赤い羽根共同募金・日赤札幌地区・歳末助け合い
札幌市からの助成金	339,000	491,413	152,413	資源回収奨励金 181,300 街路灯電気料金補助金 104,113 公園管理料 69,000 藻岩地区社会福祉協議会 17,000 デジタル交付金 100,000 子ども会体験活動助成金 20,000
連合町内会補助金	310,000	355,500	45,500	住民組織助成金
雑収入	20	20,019	19,999	銀行利息、会員からの寄付金(2万円)
合計	7,041,671	7,154,683	113,012	
総務部費	618,000	677,672	59,672	コピー用紙、IT関連等
会計部費	10,000	4,346	▲ 5,654	領収書、領収伝票類、ファイル文具等
女性部費	150,000	76,099	▲ 73,901	がん検診、お正月お花講習会等
体育部費	130,000	99,647	▲ 30,353	ハツラツ健康・介添予防体操、パークゴルフ大会等
青少年育成部費	240,000	233,666	▲ 6,334	クリスマス会・ハロウィン等子ども会活動費
衛生部費	40,000	23,210	▲ 16,790	資源回収、ゴミステーション補助等
福祉部費	420,000	474,187	54,187	新生児・高齢者お祝い金事業、餅つき等
環境整備部費	255,000	231,224	▲ 23,776	草刈り用道具、街路灯PCB調査費
防犯防火部費	80,000	71,694	▲ 8,306	防災講座・防火旗購入等
役員活動費	460,000	363,000	▲ 97,000	執行役員・監査・サポーター・班長
会館運営費	650,000	650,000	0	会館委託費(ワックス・草刈り)含む
加盟団体会費	271,000	271,757	757	町内会連合会費 268,750 街路灯組合金費 3,007
街灯電気料	230,000	143,599	▲ 86,401	町内会保有街路灯28本の電気料金
通信費	100,000	106,001	6,001	Wifi、総務部用携帯電話料金
慶弔費	200,000	250,000	50,000	お香典
寄付金	84,000	95,100	11,100	藻南公園夏祭り、北ノ沢神社 30,000 日赤共同募金・北海道神宮 65,100
会議費	80,000	6,662	▲ 73,338	総会会場費・会議飲み物代
公園管理委託費	69,000	69,000	0	公園管理料(和朗会へ)
備品費	50,000	60,859	10,859	プロジェクター・接続コード
保険料	128,000	129,230	1,230	自治会活動保険
特別積立金	1,600,000	1,600,000	0	会館積立 1,418,700 資源回収奨励金 181,300
助成費	330,000	330,000		和朗会240,000円、子育てサロン90,000円
雑費	5,000	9,395	4,395	振込手数料、郵送料等
予備費	296,671	207,907	▲ 88,764	法務局印紙代、太鼓皮張替、パソコン修理
AED本体引当金	45,000	45,000	0	AED積立金へ(7年保証、次回R11.7)
各団体活動補助金	500,000	298,604	▲ 201,396	盆踊り、会員利用会館使用料など
合計	7,041,671	6,527,859	▲ 513,812	
次年度への繰越額		626,824		

2023年度 班別会費入金表 (単位：円)

班名	会費	班名	会費	班名	会費	班名	会費	班名	会費	班名	会費
1	244,800	4	216,000	6-B	133,600	11-B	105,600	13-B	134,400	サンティアA	72,000
2-A	387,200	5-A東	93,200	7	346,200	11-C	148,800	13-C	229,200	サンティアB	39,200
2-B	158,400	5-A西	76,800	8	240,000	11-D	52,800	13-D	90,400	賛助会員 3件	35,000
2-C	204,400	5-B	100,800	9	211,200	12-A	105,600	14-A	57,600		
2-D	156,800	5-C1	91,200	10-A	62,000	12-B	110,400	14-B	100,800		
2-E	26,400	5-C2	96,000	10-B	52,800	13-A1	128,000	15	129,600		
3	153,600	6-A	105,600	11-A	124,800	13-A2	105,600	アケビ ユー	99,200	計	5,026,000

【会館特別会計】

(単位：円)

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
収	前年度繰入額	95,012	95,012	0	
	運営費	500,000	500,000	0	一般会計から運営費
	会館委託費	150,000	150,000	0	
	会館使用料金収入	448,000	505,880	57,880	町内会利用分118,680円含む
	保険料	0	471,053		火災保険補償金
	雑収入	0	3	3	銀行利息
合計	1,193,012	1,721,948	528,936		
支	電気料	340,000	320,239	▲ 19,761	北海道電力
	上下水道料	41,000	40,920	▲ 80	下水道局
	借地料	18,000	17,233	▲ 767	札幌市から借用
	管理料	120,000	120,000	0	会館内外清掃及び事務処理など
	除雪費	171,000	182,000	11,000	駐車場除雪費
	会館管理委託料	150,000	150,000	0	会館大掃除・ワックスかけ・周辺草刈り
	火災保険料	120,000	111,340	▲ 8,660	建物2500万円、什器400万円
	修繕費	80,000	412,530	332,530	軒天、街灯、扉、物置
	備品費	35,000	0	▲ 35,000	
	設備費	20,000	77,039	57,039	伸縮式足場・脚立
	消耗品費	22,000	18,631	▲ 3,369	ペーパータオル、トイレペーパー、液体石けん、除菌用アルコール、ゴミ袋、刈込ハサミ
	雑費	25,000	4,840	▲ 20,160	花壇整備、飲み物、お菓子
	予備費	51,012	0	▲ 51,012	
合計	1,193,012	1,454,772	261,760		
次年度への繰越額			267,176		

【特別積立会計】

(単位：円)

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
収	前年度より繰入	5,263,241	5,263,241	0	
	一般会計より積立	1,600,000	1,418,700	▲ 181,300	予算：資源回収奨励金含む
	資源回収奨励金	0	181,300		
	資源回収売上金	160,000	146,692	▲ 13,308	
	その他	40	46	6	預金利息
合計	7,023,281	7,009,979	▲ 13,302		
支出				0	
合計		0	0	0	
次年度へ繰越			7,009,979		

【AED 積立会計】

(単位：円)

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
収	前年度より繰入	5,240	5,240	0	
	一般会計より積立	45,000	45,000	0	45,000×7年=315,000円
	その他	0	0	0	
	合計	50,240	50,240	0	
支出	事業費			0	次回は令和11年7月
合計		0	0	0	7年保証バック
次年度へ繰越			50,240		

【現預貯金財産目録】(単位：円)

会計名称	次期繰越金	現預貯金の内訳		備考	
		現金	預貯金口座・残高		
一般会計	626,824	0	北洋銀行藻岩支店(普通)	199,657	
AED積立金	50,240	0	北海道信用金庫川治支店(普通)	477,407	支払い用口座
小計	677,064	0		677,064	
会館特別会計	267,176	84,734	北洋銀行藻岩支店(普通)	182,442	
特別積立会計	7,009,979	0	北海道銀行川治支店(普通)	7,009,979	
合計	7,954,219	84,734		7,869,485	


第3号議案

会計監査報告

北ノ沢第三町内会の2023年度の会計処理について会計監査を実施しました。金銭出納帳、領収書等の確証、預貯金通帳の精査の結果、いずれも会計処理は適正に行われており、会計決算報告のとおり相違ないことを確認しましたので報告申し上げます。

監査年月日 令和6年4月1日

監査人 大北邦弘 

監査人 後邊元子 



## 第 4 号議案

### 令和 6 年度 会則の改正 (案)

現 行	改 正 (案)
(会 員)	
<p>第 3 条 ※右 2~5 項の追加 (賛助会員並びに入退会の届出)。</p>	<p>2 当地域に居住する個人は、すべて正会員として本会に入会 (世帯単位) することができる。</p> <p>3 2 以外の者で当地域に土地 (空き地)・建物 (空家、借地・借家を含む) がある者は、賛助会員として本会に入会することができる。 賛助会員の適用条項は別に定める。</p> <p>4 本会への入会を希望する者は、本会の定める入会届を提出しなければならない。</p> <p>5 本会を退会する者は、本会の定める退会届を提出しなければならない。</p>
(役 員)	
<p>第 5 条 ※右 (6) サポーターの追加、以下降順。</p> <p>(6) 班 長 : 各班 1 名</p> <p>(7) 副 班 長 : 必要班 若干名</p>	<p>(6) サポーター : 必要部 若干名</p> <p>(7) 班 長 : 各班 1 名</p> <p>(8) 副 班 長 : 必要班 若干名</p>
(役員を選任)	
<p>第 6 条</p> <p>(1) 会長・副会長及び会計監査は、<u>執行役員会において推薦し、総会で選任する。</u></p> <p>※1.上記、下線部の削除。</p> <p>※2.右 (4) サポーターの追加。</p>	<p>(1) 会長・副会長及び会計監査は、総会で選任する。</p> <p>(4) サポーターは、執行役員会で承認する。</p>

現 行	改 正 (案)
(役員の仕事)	
<p>第 7 条 ※右 (6) サポーターの追加、以下降順。</p> <p>(6) 班 長 : 執行役員会から付議された事項の審議並びに班員との連絡に当たる。</p> <p>(7) 副 班 長 : 班長に協力して運営に当たる。</p>	<p>(6) サポーター : 部長、副部長の業務を補助する。</p> <p>(7) 班 長 : 執行役員会から付議された事項の審議並びに班員との連絡に当たる。</p> <p>(8) 副 班 長 : 班長に協力して運営に当たる。</p>
<p>附 則 ※9 項の追加</p>	<p>9 一部改正、令和 6 年 4 月 28 日から施行 (第 3 条、第 5 条~第 7 条)。</p>

## 第 5 号議案

### 2024 年度 事業計画

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

(担当部・事業名称)	(事業内容)	(備考)
◎総務部		
・第 54 回定期総会	令和 6 年 4 月 28 日 (H) 14:00～	藻岩北会館大ホール
・三役会議	年 12 回	Zoom 形式
・執行役員会	年 12 回	北ノ沢第三町内会館
・拡大役員会	年 12 回	北ノ沢第三町内会館 19:00～
・ブロック会議	年 5 回程度	北ノ沢第三町内会館
・北ノ沢山手線草刈り	年 2 回	5 月 26 日 (日)、9 月 22 日 (日)
・盆踊り協力	未定	
◎会計部		
・会費納入受付・入金	毎月	拡大執行役員会会場 18:00～
・会計事務全般	随時	伝票整理、出納、記帳、残高照合
・中間監査	3 回 (7, 10, 1 月)	会計担当副会長
・中間決算報告	1 回 (10)	執行役員会報告
・決算報告、次年度予算作成	1 月～3 月	執行役員会報告
・会計監査	4 月	
◎福祉部		
・新一年生お祝い事業	2 月調査、3 月報告	
・新生児誕生お祝い金事業	4 回/年 調査実施	
・独居高齢者 (70 歳以上) 世帯数調査	6 月実施 7 月 26 日報告	
・高齢者お祝い金事業	6 月調査 7 月 26 日報告	
・餅つき大会	12 月 21 日	北ノ沢第三町内会館
◎女性部		
・がん検診	4 月調査 5 月 29 日 (水) 午後、31 日 (金) 午前	がん検診センター
・南区住民健康診査	10 月 11 日	北ノ沢第三町内会
・胃・大腸・肺がん検診	10 月 5 日	がんセンター
・お正月お花講習会	12 月 27 日	北ノ沢第三町内会
◎体育部		
・ハツラツ健康・介護予防体操	11 回/年 第 3 水曜日	1 月なし

・パークゴルフ大会 9月16日 藻岩地区町内会連合会主催

◎青少年育成部

・子ども会入会案内配布 5月  
・ラジオ体操 7月 北ノ沢公園、レインボー公園  
・敬老のお祝いカード作成 7月 北ノ沢第三町内会館  
・星空観望会 9月予定 円乗寺  
・ハロウィン関連行事 10月予定  
・クリスマス会 12月予定  
・卒業進級を祝う会 3月予定 北ノ沢第三町内会館  
・藻岩地区レクリエーション 未定

◎衛生部

・資源ゴミ回収 4月～11月 町内全域 目標額 35万円(売上金・奨励金)  
・町内清掃活動(年2回) 春)4月20日～21日  
秋)9月21日～22日  
・ごみステーションの設置に關 随時  
すること

◎環境整備部

・街路灯不点灯への対応 随時  
・街路灯のLED化 随時  
・市道に關すること 随時  
・北ノ沢山手線草刈り 5/26(日)、9/22(日)  
・その他町内会整備に關わること 随時

◎防犯防火部

・児童通学の見守り活動 4月、8月、1月 学期始めの各3日間  
・交通安全街頭啓発運動 4回/年 町内連合会事業への参加  
・防犯防火の旗の交換 4月・10月  
・防災資機材点検 6月22日(土) 執行役員、班長  
・真駒内競技場花火大会巡廻 7月  
・盆踊り会場交通整理 未定

◎会館管理部

・会館の管理・運営 随時  
・会館内外の清掃・美化業務 随時  
・事務機器の整備・管理 随時  
・会館利用へのPR活動 随時

# 第6号議案

## 2024年度 予算(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### 【一般会計】

(単位:円)

科 目		予算額 (A)	前年度 決算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
収 入	前年度繰入額	626,824	1,196,651	▲ 569,827	
	町内会費	5,016,000	5,026,000	▲ 10,000	1045世帯(400円/月)×計上
	寄付金預り金	62,000	65,100	▲ 3,100	
	札幌市からの 助成金	390,000	491,413	▲ 101,413	資源回収奨励金、街路灯電気料金補助 金公園管理料など
	連合町内会補助金	310,000	355,500	▲ 45,500	260門×1045世帯;世帯割40,000円
	雑収入	20	20,019	▲ 19,999	銀行利息
	合 計	6,404,844	7,154,683	▲ 749,839	
支 出	総務部費	360,000	677,672	▲ 317,672	コピー用紙、IT関連用品他
	会計部費	20,000	4,346	15,654	清算伝票・帳簿等事務用品
	女性部費	80,000	76,099	3,901	がん検診、お花講習会他
	体育部費	100,000	99,647	353	バレー・柔道等団体障 害財ハーク7147大会助成
	青少年育成部費	240,000	233,666	6,334	クリスマス会・ハロウィン等子ども会活動費
	衛生部費	40,000	23,210	16,790	清掃活動、資源回収、ごみステーション補助等
	福祉部費	430,000	474,187	▲ 44,187	お祝い金事業・餅つき大会
	環境整備部費	1,400,000	231,224	1,168,776	街路灯LED化(18台)、修理等
	防犯防火部費	80,000	71,694	8,306	防災資機材・防火旗購入
	役員活動費	510,000	363,000	147,000	定数分計上
	会館運営費	550,000	650,000	▲ 100,000	会館委託費(草刈、ワックス)含む
	加盟団体会費	265,000	271,757	▲ 6,757	町内会連合会費(前年実績) 268,750 街路灯組合会費(前年実績) 3,007
	街路灯電気料	200,000	143,599	56,401	
	通信費	135,000	106,001	28,999	会館wifi、総務携帯電話料金
	電 灯 費	200,000	250,000	▲ 50,000	
	寄 付 金	80,000	95,100	▲ 15,100	厚別北地区推進会(厚別公園夏祭り)等基金他 0 日赤共同募金・歳末助け合い募金等
	会議費	30,000	6,662	23,338	総会会場費等
	委託費	69,000	69,000	0	公園管理料(和朗会へ)
	備品費	50,000	60,859	▲ 10,859	会館設備関係
	保険料	0	129,230	▲ 129,230	自治会活動保険
	特別積立金	300,000	1,600,000	▲ 1,300,000	会館積立(資源回収奨励金含む)
	助成費	290,000	330,000	▲ 40,000	和朗会24万円、子育てサロン5万円
	雑 費	20,000	9,395	10,605	振込証・郵送料
	予 備 費	560,844	207,907	352,937	
	AED本体引当金	45,000	45,000	0	7年保証パック、次回はR11.7交換
	各団体活動補助金	350,000	298,604	51,396	盆踊り事業、会場使用料等
	合 計	6,404,844	6,527,859	▲ 123,015	

【会館特別会計】

(単位：円)

科 目		予算額 (A)	前年度 決算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
収 入	前年度繰入額	267,176	95,012	172,164	
	運 営 費	400,000	500,000	▲ 100,000	一般会計から運営費
	会館委託費	150,000	150,000	0	大掃除、草刈り
	会館使用料金収入	500,000	505,880	▲ 5,880	町内会120,000円含む
	保 険 料	0	471,053	▲ 471,053	
	雑 収 入	3	3	0	銀行利息
	合 計	1,317,179	1,721,948	▲ 404,769	
支 出	電 気 料	350,000	320,239	29,761	北海道電力
	上 下 水 道 料	42,000	40,920	1,080	札幌市水道局
	借 地 料	18,000	17,233	767	札幌市より借地
	管 理 料	120,000	120,000	0	内外清掃点検、事務処理
	除 雪 費	200,000	182,000	18,000	駐市場除雪費
	会館管理委託料	150,000	150,000	0	会館大掃除・駐車場周辺草刈
	火災保険料	120,000	111,340	8,660	建物2900万円、什器400万円
	修繕費	100,000	412,530	▲ 312,530	ドア、玄関マット
	備 品 費	35,000	0	35,000	
	設 備 費	20,000	77,039	▲ 57,039	
	消 耗 品 費	22,000	18,631	3,369	ペーパータオル・ゴミ袋、トイレペーパー等
	雑 費	25,000	4,840	20,160	花壇整備、飲み物、お菓子
	予 備 費	115,179	0	115,179	電気料金の値上げなどへの対応
	合 計	1,317,179	1,454,772	▲ 137,593	

【特別積立会計】

(単位：円)

科 目		予算額 (A)	前年度 決算額 (b)	増減	備 考
収 入	前年度より繰入	7,009,979	5,263,241	1,746,738	
	一般会計より積立	300,000	1,600,000	▲ 1,300,000	資源回収奨励金を含む
	資源回収売上金	160,000	146,692	13,308	
	そ の 他	50	46	4	預金利息
	計	7,470,029	7,009,979	460,050	
支 出				0	
	計	0	0	0	
合 計		7,470,029	7,009,979	460,050	

【AED 積立会計】

(単位：円)

科 目		予算額 (A)	前年度 決算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
収 入	前年度より繰入	50,240	5,240	45,000	
	一般会計より積立	45,000	45,000	0	7年保証バック (次回は令和11年7月)
	そ の 他	0	0	0	
	計	95,240	50,240	45,000	
支 出	事 業 費			0	
	計	0	0	0	
合 計		95,240	50,240	45,000	45,000 × 7年 = 315,000円

## 第7号議案

### 役員選任の件

当町内会会則第8条の規定により、現在の役員は選任から2年を経過しましたので、新たに役員を選任する必要があります。第5条により総会で選任する役員は、会長1名、副会長3名、会計監査2名の計6名で、再任は妨げない（第8条）こととなっております。

先の執行役員会におきまして、下記の役員が推薦されましたので、ご報告申し上げますとともに総会での選任をお願い申し上げます。

#### 記

会	長	鎌田	光子	(再任)		
副	会	長	宮本	昭一	(再任)	
副	会	長	山岸	正治	(新任)	
会	計	監	査	大北	邦弘	(再任)
会	計	監	査	田中	広文	(新任)

以上

## 役員活動費等給付取扱い要領

2023.10.1 制定

### 1. 役員活動費

(1) 町内会役員には、次の活動費（交通費、文書費、通信費などとして）を支給する。

役 職	活動費（年額）	摘 要
会 長	48,000 円	
副 会 長	24,000 円	
会計監査	4,000 円	他の役員を兼ねることはできない。
部 長	15,000 円	
副 部 長	10,000 円	
サポーター	3,000 円～7,000 円	各部の活動実態に応じて定める。
班 長	3,000 円	副班長がある場合は、副班長の活動費を含む。
(副 班 長)	-----	班ごとに定める。

(2) 執行役員（会長、副会長、部長）が下位の役職（副会長、同部副部長）を兼務 する場合は、下位の役職の活動費分は原則として支給しない。

(3) 執行役員（副会長、部長、副部長）が、同格の役職（部長は部長ならびに副部長）を兼務する場合は、従たる役職活動費の1/3を上限として加算支給することができる。

(4) 執行役員（副会長、部長、副部長）が上位役職を代行する場合は、活動費の差額分の2/3を上限に加算して支給することができる。

(5) 執行役員が班長を兼務する場合は、いずれも減額しないで支給する。

(6) 執行役員（会長、副会長、部長、副部長）が会館管理人等管理費を受給している場合は、いずれも減額しないで支給する。

### 2. 会館管理費

(1) 会館管理者が第三者に管理等を委託する場合は、次を限度額として委託することができる。

役 職	活動費（年額）	摘 要
会館管理人	120,000 円	(月額 10,000 円)
冬期除雪担当	40,000 円	12月～3月、積雪 cm以上

(2) 管理人等が他の管理業務を兼務する場合は、従たる業務報酬は2/3の額とする。

(3) 会館管理人等が班長を兼務する場合はいずれも減額しない。

### 3. 本要領の改廃

本要領の改廃は、執行役員会で行うものとする。

### 附則

1. 本取扱要領は令和5年10月1日から施行する。



【参考資料】旧活動費との増減比較（金額はいずれも年額です。）

役 職	(旧) 活動費	改定額	増減	摘 要
会 長	48,000 円	48,000 円	なし	
副 会 長	20,000 円	24,000 円	4,000 円	
会計監査	4,000 円	4,000 円	なし	
部 長	15,000 円	15,000 円	なし	
副 部 長	10,000 円	10,000 円	なし	
サポーター		3,000 円 ~7,000 円	3,000 円 ~7,000 円	新設
班 長	3,000 円	3,000 円	なし	
(副 班 長)	-----			

(2024.10.1 制定)

役 職	(旧) 活動費	改定額	増減	摘 要
会館管理人	120,000 円	120,000 円	なし	
冬期除雪担当	40,000 円	40,000 円	なし	

注：令和 5 年 10 月 1 日の役員活動費の見直しは、従来の役員活動費の支給基準を明文化するとともに、兼務役員の支給基準を明確にしました。また、サポーターの活動費を新設したものです。

以上

## 賛助会員に関する事務取扱い要領

2024.4 制定

### (入会資格)

第1条 当会への入会は会則第3条「入会届」を提出し、入会を認められたものとする。

### (参加資格ならびに活動範囲など)

第2条 賛助会員の参加資格ならびに活動範囲は次のとおりとする。

- (1) 町内会執行役員には就任できない。
- (2) 「慶弔規程」の適用は行わない。
- (3) 参加事業は次に掲げる衛生環境ならびに防災を基本とする。

ア.衛生部：町内清掃活動

イ.環境整備部：北ノ沢山手線歩道の草刈り

ウ.防犯防火部：防災資機材点検、子ども110番の家登録、防災講座

エ.その他町内会が参加を認める事業

### (会費)

第2条 会費は4月1日から翌年3月31日までを会期とし、年間1口（1口5,000円/年）以上とする。

- 2 会期途中で入退会の場合でも、会費の月割りは行わない。
- 3 会期の途中で退会された場合でも、納入された会費の返却はしない。

### (個人情報の取り扱い)

第4条 個人情報の取扱いは、北ノ沢第三町内会「個人情報取扱規定」に従うものとする。

### (回覧板の回覧)

第5条 回覧板の閲覧は、原則当会ホームページの閲覧によるものとし、印刷物の回覧は行わない。

### (ゴミステーションの利用)

第6条 近隣ゴミステーションを利用する場合は、当該地区のゴミステーション管理グループの定めにしたがうものとする。

### (除排雪)

第7条 周辺道路の除排雪は、当該地区の「除雪委員会」などの定めに従うものとする。ただし、自ら除排雪を行う場合はこのかぎりではない。

(その他)

第8条 この規定に定めのないものについては、その都度協議する。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、執行役員会で行う。

附則

1 本規定は、令和6年4月1日から施行する。

# 会 則

令和5年4月23日改正

(名 称)

第 1 条 本会は、北ノ沢第三町内会と称し、事務所を北ノ沢第三町内会館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員が相互の融和と親睦をはかり住みよい環境をつくり、地域の発展と住民の福祉の増進することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、北ノ沢第三町内会地域に居住する者を会員として組織する。

(部及び事業)

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の部を置き事業を行う。

- (1) 総 務 部 : 総合的な企画、渉外、連絡等にかかわる業務。
- (2) 福 祉 部 : 福祉の推進にかかわる業務。
- (3) 衛 生 部 : 境衛生にかかわる業務。
- (4) 体 育 部 : 健康増進・体力向上を図り、スポーツ振興に寄与する業務。
- (5) 青少年育成部 : 青少年の健全な成長と情操の助長にかかわる業務。
- (6) 女 性 部 : 女性の生活、文化の向上に寄与する業務。
- (7) 環 境 整 備 部 : 環境の整備、保全及び地域の安全にかかわる業務。
- (8) 防 犯 防 火 部 : 防犯・防火及び交通安全の推進にかかわる業務。
- (9) 会 計 部 : 会計にかかわる業務。但し、会館特別会計は除く。
- (10) 会 館 管 理 部 : 会館の管理・保全及び会館特別会計にかかわる業務。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 : 1 名
- (2) 副 会 長 : 若干名
- (3) 会 計 監 査 : 2 名
- (4) 部 長 : 各部 1 名
- (5) 副 部 長 : 各部 若干名
- (6) 班 長 : 各班 1 名
- (7) 副 班 長 : 必要班 若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員は次の方法により選任する。

- (1) 会長・副会長及び会計監査は、執行役員会において推薦し、総会で選任する。

(2) 班長・副班長は、各班ごと会員の互選により選任する。

(3) 会長・副会長と協議の上、次の役員を選任する。

ア. 各部長： 各1名

イ. 各副部長： 若干名

(役員)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長： 本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長： 会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。

(3) 会計監査： 会計事務を監査する。

(4) 部長： 夫々担当業務の推進を図る。

(5) 副部長： 部長に協力し運営に当たる。

(6) 班長： 執行役員会から付議された事項の審議並びに班員との連絡に当たる。

(7) 副班長： 班長に協力して運営に当たる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、班長・副班長の任期については班内で決めることができる。

役員が任期の途中で退任したとき、後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、執行役員会および拡大役員会とする。

(総会)

第11条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会及び臨時総会とし会長がこれを召集する。

2 総会は会員の1/3の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなす。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

4 定期総会は毎年4月に開催し、次の事項について審議し議決する。

(1) 会長・副会長・会計監査の選任及び解任に関する事。

(2) 事業報告及び収支決算報告に関する事。

(3) 事業計画及び収支予算案に関する事。

(4) 会則の改正に関する事。

(5) 本会運営に重要な事項。

5 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または班長の1/3以上から要望のあるときは、会長がこれを召集しなければならない。

(執行役員会)

第12条 執行役員会は、会長、副会長、部長及び副部長で構成し、会長がこれを召集する。

- 2 執行役員会は、業務の執行に必要な事項及び拡大役員会並びに総会に付議する事項等を協議する。

(拡大役員会)

- 第13条 拡大役員会は、会長、副会長、部長、副部長及び班長、副班長で構成し、毎月第1水曜日とし、祝日その他の休日にあたる時はその都度定める。
- (1) 執行役員会から臨時総会開催要否等付議された事項を審議する。
  - (2) 執行役員会から事業計画等の報告を受けて班員への伝達事項を確認する。
  - (3) 各班の状況報告並びに要望等を提起する。

(会計)

- 第14条 本会の運営に要する経費は会費、臨時会費、寄付金、助成金およびその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会費は、一世帯当たり一か月400円とする。ただし、総会の決議により臨時会費を徴収することができる。
  - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

- 第15条 本会の会則の改正は、総会で決定しなければならない。

(表彰)

- 第16条 本会の発展に功績のあった者に対し、執行役員会の審議を経て表彰することができる。

附 則

1. 本会則は、昭和52年4月1日から施行する。
2. 一部改正、昭和61年4月1日から施行。
3. 一部改正、平成15年4月20日から施行。
4. 一部改正、平成19年4月22日から施行。(第4条・第5条)
5. 一部改正、平成22年4月18日から施行。(第4条(9)を削除)
6. 一部改正、平成30年4月15日から施行。(第1条、第4条から第8条、第10条から第14条まで改定、第15条は第14条第3項に追加、第16条は(新)第15条、第17条は改正のうえ(新)第16条、第18条は削除)
7. 一部改正、令和2年4月から施行。(第4条(9)(10)の文言補足)
8. 一部改正、令和5年4月23日から施行。(第13条、第14条の改正)